

第三期特定健康診査等実施計画

トッパングループ健康保険組合

最終更新日：令和4年06月14日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方	
<p>No.1</p> <p>【全体医療費に占める生活習慣病医療費の割合、被保険者構成割合に伴う医療費増大への懸念】 生活習慣病の医療費割合が高くなっており、罹患者数も増加傾向を辿っている。健保加入者割合のうち、ボリュームゾーンが男性被保険者40歳代となっており、今後の疾患罹患率の増加及び動脈硬化の進行が懸念される。そのため、糖尿病、高血圧、高脂血症等の三大疾患の重症化及び動脈硬化の進行により、「虚血性心疾患」「脳血管障害」「腎不全」「がん」などの高額医療へ繋がってしまう。高血圧や血糖のリスクを保有している加入者へ重症化対策を推進していく必要がある。 また、診療所の有無により健診後の受診状況に差があるため、診療所の有無に関わらず、健康管理の拡充をしていく必要がある。</p>	<p>➔</p> <p>【診療所の有無を問わない重症化予防対策】 特に糖尿病、高血圧、CKDをターゲットとしたハイリスク者への積極的な介入が必要である。 ①健診後フォローの受診勧奨徹底 ②治療中断の早期発見 ③糖尿病腎症予防対策 ④糖尿病罹患者の歯科検診の強化 ⑤特定保健指導の徹底</p>
<p>No.2</p> <p>【コラボヘルス】 生活習慣によるリスク保有者による生活習慣病移行への懸念、事業所毎の課題及びニーズの差、若年者を含めた健康が課題になっている。 将来の生活習慣病に繋がるリスクを所有する人が多く、生活習慣改善の余地が高い。年齢が増すごとに生活習慣病医療費が増加している。 生活習慣を改善するための保健事業施策を推進するにあたり、事業所との強力な連携が必須となっている。</p>	<p>➔</p> <p>【コラボヘルス推進】 健保の保健事業を中心に推進するヘルスケア推進委員を各事業所に委嘱し、事業主とのコラボヘルスの更なる推進を行い、組織全体で健康増進が必要である。 運動や食事、メンタル等のケアが必要になっている。 また、若年層から将来の生活習慣病のリスク低減を行う必要があるため、若年者へのアプローチを強化する。 (1) グループ各社と連携し、ヘルスケア推進委員の研修会を実施し、コラボヘルスの重要性を共有。 (2) 各事業所ごとにP・M・M推進の考えに則って年間活動計画を立案する。 (3) 事業所毎に社員の年齢階層別の健康状態や、予防・健康づくりへの取組状況等を見える化したツール「事業所ヘルスケアReport」の配信。 (4) 事業所向けオンライン講座の推進 (5) ヘルスケア推進活動費用補助 (6) ヘルスケア推進委員へ向けた啓発 (7) 事業所のヘルスケア推進活動を表彰する「トッパングループ健保ヘルスケアアワード」の実施。 (8) 診療所医療職による新入社員面談の実施。 (9) ヘルスケア推進委員が企画する研修、レクリエーション等に関して、カリキュラムに森林セラピーを実施した場合、一部費用補助を実施。</p>
<p>No.3</p> <p>【特定保健指導実施率向上】 被保険者の特定保健指導実施率はH26年より年々実施率は上昇している。しかしながら、診療所の無い場所での実施率は低く、ICTツールの活用等、対策を講じる必要がある。 被扶養者に関しても対策を講じる必要がある。 診療所での保健指導は初回実施率に比べ、最終実施率が下がる傾向にあるため、最終支援まで繋がるような保健指導技術の向上が必要である。 特定保健指導の更なる受診率の向上により、メタボ抑制等の疾患罹患の予防につなげていく必要がある。</p>	<p>➔</p> <p>【特定保健指導強化】 ①ICTツールを利用した診療所管轄外での保健指導体制の充実 ②被扶養者の保健指導受診勧奨強化 ③診療所での保健指導完了率向上、保健指導技術向上</p>
<p>No.4</p> <p>【ジェネリック活用による調剤医療費抑制】 ジェネリック医薬品使用割合は年々増加傾向である。健保加入者の年齢構成上、今後も生活習慣病罹患者が増えていく可能性が高く、ジェネリック医薬品の導入を更に推進する必要がある。</p>	<p>➔</p> <p>【ジェネリック利用促進】 各種広報媒体を使用した広報活動</p>
<p>No.5</p> <p>【特定健診受診率の向上】 被保険者の健診受診率は実質100%となっている。被扶養者の健診に関しては事業主の協力等により、H25年より年々増加し全国平均よりは高い状態である。 しかしながら、被扶養者における一人当たり医療費は年齢層が高くなるほど医療費が増加し、健診未受診者の医療費は受診者と比較すると高い傾向であるため、さらなる受診促進を行い疾病の早期発見を推進していく。</p>	<p>➔</p> <p>【特定健診受診率の向上】 ①被保険者の健診受診率の維持 ②事業所と協働し、被扶養者の受診勧奨の実施による健康診断の受診促進継続。 ③被扶養者健診の受診勧奨方法検討</p>
<p>No.6</p> <p>【がん予防対策】 男性の部位別がん医療費割合は肺がんや大腸がんが高くなっている。女性の悪性新生物罹患割合は乳がん比率が高い。</p>	<p>➔</p> <p>【がん検診の拡充】 ①がん検診受診率の向上 ②検診後フォローの徹底（診療所管轄外を含めた被保険者）</p>
<p>No.7</p> <p>【インフルエンザ】 インフルエンザ罹患者は被扶養者の小児におおくなっている</p>	<p>➔</p> <p>インフルエンザの予防接種を推進し、罹患者を減少させる</p>
<p>No.8</p> <p>保健広報 加入者への情報発信や健康リテラシー向上</p>	<p>➔</p> <p>広報誌「HOKEN」の発行とホームページの運営を中心に、健康知識の普及と健康づくり活動のPRを行う。 その他にも医療費通知やジェネリック薬の利用促進、育児誌の配布など多彩な広報活動を行う</p>

基本的な考え方（任意）

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

被保険者の健康診断については、35歳以上の被保険者に対して、事業所が実施する定期健康診断実施時に、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（以下定期健診という。）の検査項目に当健保組合指定の検査項目を付加して実施している。特定健康診査項目は全て当該健康診断に含まれている。健診結果データは事業所あるいは健診機関から受領し、費用については定期健診の検査項目分は事業所が負担し、健保組合指定の検査項目分は当健保組合が負担している。実施方法は、当健保組合が契約する健診機関による巡回健診または施設健診による。

35歳以上の被扶養者と任意継続被保険者については、国が定める特定健康診査項目に当健保組合指定の検査項目を付加して実施している。実施方法は、当健保組合が契約する予約代行機関を通じての施設健診または巡回健診による。

被保険者の保健指導については、診療所がある事業所においては、診療所の職員により健診後の保健指導とあわせて実施している。

3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号

No.1, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：加入者全員/被保険者/基準該当者
方法	事業所の定期健診と共同実施。 35歳より特定健康診査項目を実施。
体制	健診機関による巡回健診を中心に実施。健診後のフォローは診療所や健保本部から実施。

事業目標

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の発症や重症化の予防、病気の早期発見、早期治療に繋げる。
全ての被保険者が受診することで、自身の健康状態を振り返る機会とすることができる

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
アウトプット指標						
未受診者確認	2回	2回	3回	3回	3回	3回

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>【目的】特定健康診査の受診率の向上及び生活習慣病予防【概要】事業主が行う法定健診と併せて共同実施。メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及びリスク者のスクリーニング事業所で実施する定期健診と同時に実施。未受診者確認を行い、受診漏れを事業所と協同で防ぐ</p>	<p>【目的】特定健康診査の受診率の向上及び生活習慣病予防【概要】事業主が行う定期健診とあわせて共同実施。メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及びリスク者のスクリーニング事業所で実施する定期健診と同時に実施。未受診者確認を行い、受診漏れを事業所と協同で防ぐ。</p>	未受診者確認
R3年度	R4年度	R5年度
<p>【目的】特定健康診査の受診率の向上及び生活習慣病予防【概要】事業主が行う法定健診と併せて共同実施。メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及びリスク者のスクリーニング事業所で実施する定期健診と同時に実施。未受診者確認を行い、受診漏れを事業所と協同で防ぐ</p>	<p>【目的】特定健康診査の受診率の向上及び生活習慣病予防【概要】事業主が行う法定健診と併せて共同実施。メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及びリスク者のスクリーニング事業所で実施する定期健診と同時に実施。未受診者確認を行い、受診漏れを事業所と協同で防ぐ</p>	<p>【目的】特定健康診査の受診率の向上及び生活習慣病予防【概要】事業主が行う法定健診と併せて共同実施。メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及びリスク者のスクリーニング事業所で実施する定期健診と同時に実施。未受診者確認を行い、受診漏れを事業所と協同で防ぐ</p>

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.5



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被扶養者/基準該当者	特定健康診査の受診率向上を目指すことで、自身の健康状態を振り返る機会を提供し、適切な健康管理ができるようになる。							
方法	2委託業者にて実施。 委託先契約期間でない施設でも事後精算制にて指定金額まで費用補助。 パート先等の健診結果提出依頼。 健診案内冊子配布	評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体制	事業所と連携し、受診促進を実施。	受診率		80%	80%	90%	80%	85%	90%
		アウトプット指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		事業所別申込状況周知		6回	6回	6回	6回	6回	6回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画	H30年度	R1年度	R2年度
H30年度	<p>・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼・トップパンのビジネスソリューション（からだ健診ギフトカード）を活用した受診促進活動・隔年受診、不定期受診者への受診勧奨（トライアル）</p>	<p>【目的】被扶養者の疾病の早期発見・予防【概要】 ・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼</p>	<p>・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼・トップパンのビジネスソリューション（からだ健診ギフトカード）を活用した受診促進活動</p>
R3年度	<p>・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・健診案内に昨年度受診施設を掲載し、申込の簡素化を実施・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼</p>	<p>・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・健診案内に昨年度受診施設を掲載し、申込の簡素化を実施・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼</p>	<p>・35歳以上の被扶養者の方へ「健康診断の案内」を送付・健診案内に昨年度受診施設を掲載し、申込の簡素化を実施・各事業所と申込状況の共有・未受診者への促進はがき送付・受診率の低調な事業所に対して、社長、工場長宛に理事長名の手紙による促進依頼</p>

3 事業名 がん検診

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.5, No.6



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者	がん検診の受診率向上を目指すことで、自身の健康状態を振り返る機会を提供し、適切な健康管理ができるようになる。							
方法	【女性がん検診】被保険者：35歳以上の女性被扶養者には乳がん、子宮がん検診を健診項目として実施。事後精算制も採用。 被扶養者：事後精算方式では14,280円まで補助。平成30年度より乳がん子宮がん検診を被保険者同様、健診項目として全額健保負担として実施	評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体制	健診項目として実施し、対象者の負担が減るように配慮。検査項目により事後精算制も対応。	被保険者婦人科検診受診率		55%	55%	65%	70%	75%	80%
		胃がん要精密検査対象者の胃カメラフォロー率		60%	-%	70%	75%	80%	85%
		アウトプット指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		婦人科検査周知		150事業所	150事業所	150事業所	150事業所	150事業所	150事業所
		胃がん検診周知		150事業所	150事業所	150事業所	150事業所	150事業所	150事業所

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画	H30年度	R1年度	R2年度
H30年度	<p>【被保険者】(1)女性がん検診①健診項目として実施②受診率向上施策 大規模事業所でイベント実施している事業所向けに、事業所巡回健診時ではなく、営業所等で実施している外部医療機関での同時受診を推奨する。(2)胃がん検査の見直し 胃がんリスク層別化検査(ABC検診)の実施35歳・40歳・45歳・50歳以上)・胃がんになるリスクを階層化して判定するABC検診を導入し、今後胃がんになるリスクの高い人を発症前から精密検査(胃カメラ)につなげることで胃がんの早期発見につなげる。(3)大腸がん検診実施継続(35歳より検診項目)(4)肺がん検診実施継続(定期健診項目胸部X線実施を代行)(5)被扶養者 婦人科検査を健診項目として実施</p>	<p>【目的】生活習慣病健診の受診率を向上し健康管理と疾病の早期発見を図る【概要】被保険者は事業主健診に併せ実施。被扶養者は特定健診に併せ実施 がん検診の受診率向上を目指すことで、自身の健康状態を振り返る機会を提供し、適切な健康管理ができるようになる。</p>	健診項目検討
R3年度	<p>婦人科検診・受診率向上施策として、2018年度途中から開始した全国の200医療機関で婦人科検診が受診できるWeb・スマホ予約の推進・実施率が低い事業所に対しての施設受診促進 胃がん検査・胃部内視鏡未受診者への受診勧奨案内作成・ABC検診がC判定以上の方に対して、レセプト突合による胃部内視鏡未受診者の確認</p>	健診項目検討	健診項目検討

4 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者
方法	被保険者 診療所有：診療所からの呼び出しに応じない対象者のリストアップと総務への協力依頼 診療所無：ICTを活用した遠隔面談の実施、近隣診療所からの医療職派遣、健診業者へ特定保健指導の業務委託 被扶養者 ICT面談や対面での保健指導を外部委託にて実施
体制	被保険者は56ヶ所診療所、約80名の保健師・看護師による指導。

事業目標

実績が高い被保険者は後期高齢者支援金の減算対象となることから、特に家族特定保健指導の実施率向上をはかり、全体の保健指導実施完了率（40歳以上）を国の目標である60%を目指す

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導完了率	55%	55%	65%	60%	65%	70%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	被保険者遠隔面談案内人数	200人	200人	300人	350人	400人	450人
	被扶養者保健指導案内送付件数	300件	300件	500件	600件	700件	800件
	被保険者保健指導集計回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
【目的】特定保健指導の参加率を向上しメタボリックシンドロームからの脱却を図る【概要】積極的支援・動機付け支援者に対し診療所の保健師等による個人面談、フォロー実施（1）遠隔面談の推進（診療所がない事業所社員、家族）（2）モデル事業の導入（積極的支援の対象者）	【目的】特定保健指導の参加率向上し、メタボリックシンドロームからの脱却を図る。【概要】積極的支援・動機付け支援に階層化された対象者に対し、診療所の保健師等による個人面談や、ICTツールを使用した営業所等への保健指導の実施、被扶養者への保健指導を強化。	1) 遠隔面談の推進（診療所がない事業所社員、家族）
R3年度	R4年度	R5年度
健保医療職による保健指導の内製化推進 所在診療所よりオンライン等で実施し、診療所がない事業所においても診療所同様の保健指導を実施する。被扶養者の保健指導は外部委託業者にて実施。	健保医療職による保健指導の内製化推進 所在診療所よりオンライン等で実施し、診療所がない事業所においても診療所同様の保健指導を実施する。被扶養者の保健指導は外部委託業者にて実施。	健保医療職による保健指導の内製化推進 所在診療所よりオンライン等で実施し、診療所がない事業所においても診療所同様の保健指導を実施する。被扶養者の保健指導は外部委託業者にて実施。

5 事業名 重症化予防対策

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	糖尿病未受診者、中断者に対して、医療機関への受診勧奨 高血圧未受診者、中断者に対して、医療機関への受診勧奨 腎症の進行が懸念される対象者に対し、生活習慣改善支援の実施
体制	レセプトと健診結果の突合分析による対象者抽出

事業目標

受診勧奨による適正治療を促し、通院や生活習慣改善をはかるよう支援することで、糖尿病性腎症・虚血性心疾患・脳血管疾患等を防ぎ、高額医療の抑制を図る。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診勧奨通知の発行	20件	100件	40件	50件	60件	70件
	新規透析移行者	-人	-人	0人	0人	0人	0人
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	栄養指導の実施	-人	-人	70人	50人	60人	70人

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
【目的】健診後の受診勧奨強化及び健康リスク層へに対する重症化予防【概要】2次検査未受診者対策、糖尿病重症化対策 1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施（HbA1c8%以上もしくはⅢ度高血圧者）・薬中断者へのアプローチ（診療所）・糖尿病、高血圧重複リスク者の長期未受診者受診勧奨 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・オレンジゾーン者への栄養指導を行い、赤ゾーンへの移行を食い止める・眼科受診勧奨・歯科検診受診勧奨	【目的】健診後の受診勧奨強化、重症化予防【概要】 1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施・薬中断者へのアプローチ（診療所） 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・栄養指導対象者選定検討・HbA1c7%以上尿中アルブミン検査状況把握（診療所管轄事業所）	1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施・薬中断者へのアプローチ（診療所）・糖尿病、高血圧重複リスク者の長期未受診者受診勧奨 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・栄養指導対象者選定検討・HbA1c9%以上眼科受診状況の把握・HbA1c9%以上歯科検診状況の把握・各診療所における重症化対策案の提出依頼
R3年度	R4年度	R5年度
1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施・薬中断者へのアプローチ（診療所）・糖尿病、高血圧重複リスク者の長期未受診者受診勧奨 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・eGFRと尿蛋白の相関図による対象者選定、栄養指導実施	1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施・薬中断者へのアプローチ（診療所）・糖尿病、高血圧重複リスク者の長期未受診者受診勧奨 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・eGFRと尿蛋白の相関図による対象者選定、栄養指導実施	1) 糖尿病、高血圧重症化予防の徹底・未治療者に対する早期受診勧奨の実施・薬中断者へのアプローチ（診療所）・糖尿病、高血圧重複リスク者の長期未受診者受診勧奨 2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組・eGFRと尿蛋白の相関図による対象者選定、栄養指導実施



事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所, 性別：男女, 年齢：18～65, 対象者分類：加入者全員
方法	各診療所にて実施
体制	各拠点に健保直営診療所を設置し、運営

事業目標

診療所医療職員が各事業所における問題を把握し、自らの能力を向上させながら、事業所健康づくりに関わることができる。

アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
健診後フォロー率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
資格取得者の増加	-人	-人	-人	20人	22人	25人
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
健康診断事後呼び出し率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
医療職への資格奨励実施	100人	-人	100人	100人	100人	100人

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
<p>【目的】疾病予防、早期発見、健康の保持増進【概要】全国56カ所で診療や健診結果に基づいた保健指導を行う・健診後フォロー・事業所新入社員面談実施・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・医療職研修会年1回実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画の策定・本部と診療所報告会の実施導入</p>	<p>【目的】疾病予防、早期発見、健康の保持増進。【概要】全国52カ所で診療や健診結果に基づいた保健指導を行う。・健診後フォロー・事業所新入社員面談実施・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・医療職研修会年1回実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画策定</p>	<p>・健診後フォロー・事業所新入社員面談実施・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・医療職研修会年1回実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画策定</p>
R3年度	R4年度	R5年度
<p>・健診後フォロー・特定保健指導・産業保健業務・医療職研修会実施・事業所新入社員面談・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画策定</p>	<p>・健診後フォロー・特定保健指導・産業保健業務・医療職研修会実施・事業所新入社員面談・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画策定</p>	<p>・健診後フォロー・特定保健指導・産業保健業務・医療職研修会実施・事業所新入社員面談・医療職資格奨励制度・特定保健指導実務者研修実施・歯科診療所における歯科検診受診率向上・年間計画策定</p>

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	32,000 / 35,000 = 91.4 %	33,800 / 36,000 = 93.9 %	34,130 / 36,000 = 94.8 %	33,800 / 36,000 = 93.9 %	34,130 / 36,000 = 94.8 %	34,350 / 36,000 = 95.4 %
		被保険者	24,000 / 24,000 = 100.0 %	25,000 / 25,000 = 100.0 %	25,000 / 25,000 = 100.0 %	25,000 / 25,000 = 100.0 %	25,000 / 25,000 = 100.0 %	25,000 / 25,000 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	8,000 / 11,000 = 72.7 %	8,800 / 11,000 = 80.0 %	9,130 / 11,000 = 83.0 %	8,800 / 11,000 = 80.0 %	9,130 / 11,000 = 83.0 %	9,350 / 11,000 = 85.0 %
	実績値 ※1	全体	33,388 / 36,170 = 92.3 %	33,702 / 36,274 = 92.9 %	33,613 / 36,634 = 91.8 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	24,957 / 25,300 = 98.6 %	25,352 / 25,653 = 98.8 %	26,087 / 26,518 = 98.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	8,431 / 10,870 = 77.6 %	8,350 / 10,621 = 78.6 %	7,526 / 10,116 = 74.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	2,860 / 5,200 = 55.0 %	3,120 / 5,200 = 60.0 %	3,480 / 5,800 = 60.0 %	3,770 / 5,800 = 65.0 %	3,640 / 5,200 = 70.0 %	3,900 / 5,200 = 75.0 %
		動機付け支援	1,265 / 2,300 = 55.0 %	1,380 / 2,300 = 60.0 %	1,560 / 2,600 = 60.0 %	1,690 / 2,600 = 65.0 %	1,610 / 2,300 = 70.0 %	1,725 / 2,300 = 75.0 %
		積極的支援	1,595 / 2,900 = 55.0 %	1,740 / 2,900 = 60.0 %	1,920 / 3,200 = 60.0 %	2,080 / 3,200 = 65.0 %	2,030 / 2,900 = 70.0 %	2,175 / 2,900 = 75.0 %
	実績値 ※2	全体	3,266 / 5,676 = 57.5 %	3,184 / 5,710 = 55.8 %	3,685 / 5,954 = 61.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	1,539 / 2,474 = 62.2 %	1,528 / 2,521 = 60.6 %	1,710 / 2,595 = 65.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	1,727 / 3,202 = 53.9 %	1,656 / 3,189 = 51.9 %	2,096 / 3,359 = 62.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

特定健診
被保険者100%
被扶養者80%

特定保健指導
全体で65%

特定健康診査等の実施方法（任意）

特定健診
被保険者
事業所と協同で実施。巡回、施設、ネットワーク健診にて実施
被扶養者
代行機関の契約施設にて実施

特定保健指導
被保険者
直営の診療所にて実施。営業所等の診療所が無い所には診療所医療職からのオンライン保健指導等で実施。
被扶養者
健診を委託している代行機関にて実施

個人情報の保護

特定健診等のデータは「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）において、特に適正な取扱いを厳格に実施する必要があるとされている医療分野に関する情報である。
特定健診等の実施に当たっては、当健保組合は、「トッパングループ健康保険組合個人情報保護管理規定」を遵守し、適正・厳格な取扱いを行なう。
また、国等への報告に当たっては、データを統計的に処理し個人情報を削除した上で提供する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表・周知は、ホームページに掲載して行う。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当健保組合に所属する診療所医療職員については、特定健診・特定保健指導等の研修に随時参加させる。